

公募型指名競争入札（JV）公告

下記の工事について、建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）で実施することとしたので、宜野湾市建設工事共同企業体取扱要綱（以下、「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき公示する。

入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成の上、所定の手続をするようお願いいたします。

平成 22 年 7 月 12 日

宜野湾市水道事業管理者
水道局長 新 田 宗 仁

1. 工 事 名 電 気 計 装 設 備 基 幹 改 良 (更 新) 工 事
2. 工事場所 水道局中央監視室及び各配水施設
3. 工事概要
- (1) 工事内容 経年化した電気計装設備の基幹改良(更新)工事
- 1)中央監視室 ・ 中央監視制御装置更新 一式
- ・ 電源分電盤取替 一式
- ・ 無線伝送装置設置 一式
- 2)野嵩配水池 ・ 計装テレメータ盤改良 一式
- ・ U P S 取替え及び盤改良 一式
- ・ 引込開閉器盤取替 一式
- ・ 配水流量計取替 一式
- ・ 配水池水位計取替 一式
- ・ 無線伝送装置設置 一式
- 3)大山配水池 ・ 計装テレメータ盤改良 一式
- ・ U P S 取替え及び盤改良 一式
- ・ 無線伝送装置設置 一式
- 4)長田ポンプ場 ・ 計装テレメータ盤改良 一式
- ・ 配水圧力計取替 一式
- ・ 無線伝送装置設置 一式
- 5)長田第 2 配水池 ・ 計装テレメータ盤改良 一式
- ・ 無線伝送装置設置 一式

6)喜友名配水池	・計装テレメータ盤改良	一式
	・UPS取替え及び盤改良	一式
	・配水流量計取替	一式
	・配水池水位計取替	一式
	・無線伝送装置設置	一式
7)真志喜分岐点	・計装テレメータ装置改良	一式
8)喜友名分岐点	・計装テレメータ装置改良	一式
9)上記各設備に附属する付帯設備		一式

(2) 履行期間 契約締結の翌日から平成 23 年 2 月 25 日まで

4. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たしている共同企業体であること。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数

2 者とする

イ 結成方法

自主結成とする。

ウ 出資比率

最小出資比率 30 パーセント以上であること。

エ 存続期間

7) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体

当該工事の引渡し後 12 ヶ月を経過した日までとする。当該期間満了後において、当該業務の瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

4) 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

当該工事の請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(2) 構成員の要件

ア 基本要件

7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。（一般競争入札の資格要件を適用する。）

4) 入札公告に明示する入札書類到着期限から開札の時までの間に、宜野湾市が発注する建設工事の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止を受けていないこと。

- ウ) 入札公告以前 3 ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- エ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法の（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てが成されていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- オ) 構成員は、当該工事において 2 以上の共同企業体の構成員に成ることはできない。

イ その他要件

- ウ) 入札公告に明示される年度の宜野湾市競争入札参加資格名簿（以下、「資格名簿」という。）に、**電気通信**で登録されている者。
- エ) 共同企業体の構成は次のいずれかに該当するものでなければならない。
 - 1. 資格名簿に**市内で登録されている構成員から成る共同企業体**
 - 2. 資格名簿に**市内で登録されている構成員と準市内若しくは県内で登録されている構成員から成る共同企業体**
- ウ) 代表構成員と成るものは、**特定建設業許可業者**でなければならない。
- エ) 次に掲げる基準をすべて満たす主任(管理)技術者を専任配置できること。
 - a **1 級電気工事施工管理技士若しくは、電気通信設備工事担任者(DD 第 1 種)の資格を有する者、又は同等以上の資格を有する者であること。**
 - b **前記 a に掲げる資格のほか、1 級若しくは 2 級計装士の資格を有する者。**
 - c **入札公告期日以前 3 ヶ月以上前に雇用されたものであること。**

5. 申込に必要な書類

- (1) 本入札の参加希望者は、別紙「建設工事共同企業体結成届出書」（以下「届出書」という。）を 1 部提出し、入札参加の適格性について審査を受けなければならない。
- (2) 届出書に併せて適格性審査に必要な次の添付書類を提出すること。
 - ・配置予定技術者（現場代理人・主任技術者）の資格及び実務経験※上記従事技術者は、資格証の写し及び雇用関係を証明できる保険証等の写しを添付すること。
- (3) 届出書等の受領場所
 - ・届出書等の受領は、宜野湾市ホームページ【<http://www.city.ginowan.okinawa.jp>】の水道局お知らせから入手してください。直接来庁されてもお渡しできません。

6. 申込受付期間及び受付場所等

- (1) 受付期間 平成 22 年 7 月 12 日（月）から平成 22 年 7 月 30 日（金）まで
（土日、祝祭日を除く）
午前 9 時から午前 12 時および午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 受付場所 宜野湾市字野嵩 730 番地
宜野湾市水道局 総務課 経理係
電話 098-892-3351
- (3) 提出方法 届出書は直接持参するものとする。（郵送等は無効となります。）

7. 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、「建設工事共同企業体適格審査通知書」により共同企業体届出者の代表者に通知する。

8. その他事項

- (1) 届出書の提出で必ずしも入札指名業者となるものではない。
- (2) 提出書類の作成に係る費用は、届出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、この公示に係る目的以外に使用できない。
- (4) 当該工事に係る設計図書（仕様書、工事明細）は、指名業者となった者のみ代表構成員に送付するものとし、また低入札調査価格制度を適用し現場説明は実施しない。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載をした場合には、当該届出書を無効とするほか指名停止措置をすることがある。
- (6) この公示に関する問い合わせ先
宜野湾市水道局 施設課 施設係
電話 098-892-2118 ファックス 098-892-5743